

◎一般廃棄物処理施設維持管理情報(平成 27 年度)

第1清掃工場

1. 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号イ)

(単位 トン)

種類 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ごみ搬入量	5000.78	5206.46	5127.34	5268.4	5047.58	4923.42	5061.10	4832.54	5671.6	4621.9	4358.00	4968.86
残滓搬出量	636	772	652	685	638	723	548	563	784	788	336	756

2. 焼却炉の運転状況 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ロ及びハ)

1号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	26	13	6	23	24	26	16	1	24	24	25	31
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	900	892	887	898	904	903	895	899	892	894	906	902
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	212	206	190	207	214	214	211	212	211	213	214	216
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	4	3	3	4	4	4	4	4	5	4	5	4
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置

2号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	10	30	30	15	22	22	22	30	27	18	休炉	17
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	899	910	905	891	890	894	895	899	895	893	—	896
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	200	208	209	207	206	208	209	216	214	213	—	201
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	4	5	4	3	3	3	3	4	4	3	—	3
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	—	常時機械式 清掃装置

○注:EPとは電気集じん器の略です。

○連続測定記録等はデータ量が多いため、記録データ保存管理しておりますので当工場で見覧による公表を致します。記載数値は定常運転時の月平均値です。

○定常運転とは、当日の24時間の内運転時間が5時間以上で時間平均燃焼室温度が800℃以上であること。

3. 排ガス中のばい煙濃度測定結果（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ニ）

項目 / 焼却炉			1号炉						測定実施回数
試料採取位置			煙突入口						ばい煙濃度測定回数
試料採取月日			4月1日	5月1日	8月6日	10月22日	12月11日	1月15日	6回/年
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			5月25日	6月15日	9月24日	12月10日	1月28日	2月19日	ダイオキシン類濃度測定回数
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			—	—	10月13日	—	2月12日	—	2回/年
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）						適用法令
ばいじん	0.08	g/m <sup>3</sup> N	0.004	0.003	0.002未満	0.003	0.002未満	0.003	大気汚染防止法
硫黄酸化物	8.65	m <sup>3</sup> N/h	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	大気汚染防止法
塩化水素	122	ppm	7未満	7未満	8未満	7未満	7未満	8未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	55	59	63	57	90	66	大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	1.45	mg/m <sup>3</sup> N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
水銀及びその化合物	2.89	mg/m <sup>3</sup> N	0.005未満	0.005未満	0.011	0.014	0.012	0.005	大阪府生活環境の保全等に関する条例
銅及びその化合物	28.95	mg/m <sup>3</sup> N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	5.79	mg/m <sup>3</sup> N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	—	—	0.43	—	0.20	—	ダイオキシン類対策特別措置法

項目 / 焼却炉			2号炉						測定実施回数
試料採取位置			煙突入口						ばい煙濃度測定回数
試料採取月日			4月1日	5月1日	8月7日	10月22日	12月11日	1月14日	6回/年
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			5月25日	6月15日	9月24日	12月10日	1月28日	2月19日	ダイオキシン類濃度測定回数
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			—	7月3日	—	—	—	2月19日	2回/年
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）						適用法令
ばいじん	0.08	g/m <sup>3</sup> N	0.003	0.002	0.002未満	0.003	0.002未満	0.002	大気汚染防止法
硫黄酸化物	8.65	m <sup>3</sup> N/h	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	大気汚染防止法
塩化水素	122	ppm	7未満	7未満	7未満	7未満	7未満	7未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	72	56	66	66	80	78	大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	1.45	mg/m <sup>3</sup> N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
水銀及びその化合物	2.89	mg/m <sup>3</sup> N	0.005未満	0.005未満	0.009	0.009	0.009	0.013	大阪府生活環境の保全等に関する条例
銅及びその化合物	28.95	mg/m <sup>3</sup> N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	5.79	mg/m <sup>3</sup> N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	—	0.063	—	—	—	0.26	ダイオキシン類対策特別措置法

○測定結果については、測定・分析を測定業務委託業者にて実施しており、測定結果が得られたい順次記載いたします。